

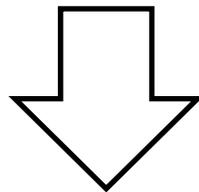
# スプリンクラー設備の設置基準の見直しに係る 基本的考え方

認知症高齢者グループホームでの課題	対 策 案
<p>認知症高齢者グループホームで1名の介助者が9名の認知症高齢者を介助する場合、介助者による避難誘導が適切になされても、全員を無事に避難させられるとは限らないことから、ハード面での対策をあわせて講じる必要があるのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ <u>認知症高齢者グループホームについては、原則として全ての施設にスプリンクラー設備を設置することを義務づけるべき。</u></li> <li>○ <u>ただし、例外として、施設の構造が、スプリンクラー設備を用いずにも火災時に介助者による対応によって避難が有効に行われると想定されるものである場合は、スプリンクラー設備を設置不要としてもよいのではないか。</u></li></ul>

# 「スプリンクラー設備を用いずにも火災時に介助者による対応によって避難が有効に行われると想定される」施設の構造について

- 建築基準法令上、認知症高齢者グループホームは寄宿舍扱いされているため、おおむね3室ごとに設けられている防火上主要な壁を、準耐火構造とすることが必要とされている。
- こうした基準を前提とした上で、スプリンクラー設備がなくても安全な避難が可能な構造として、次のような考え方を付加してはどうか。

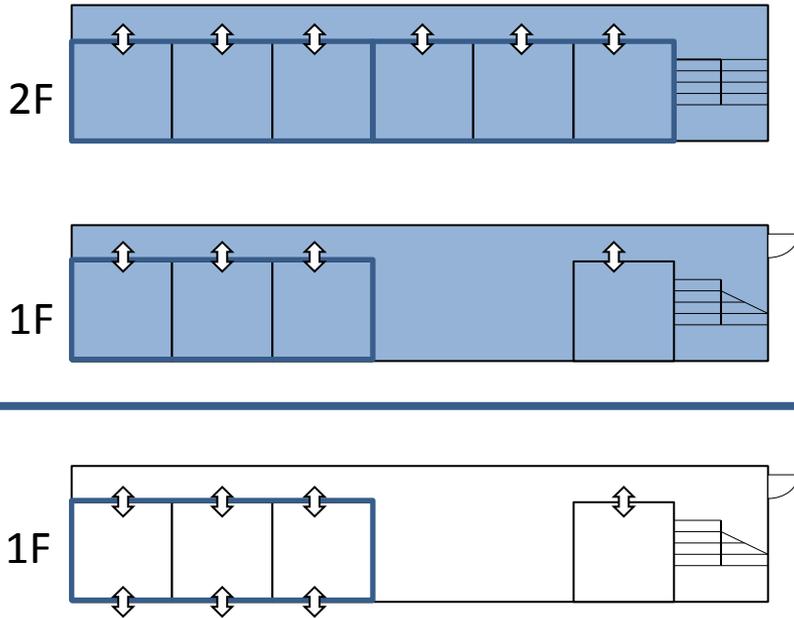
- 火災が発生した際に火炎や煙が十分に抑制できるものについては、スプリンクラー設備の設置を不要としてもよいのではないか。
- 平屋の小規模な施設など、火災が発生した際に火炎や煙の影響を受けずに、容易に各居室から直接屋外に避難させることができる構造のものについてはスプリンクラー設備の設置を不要としてもよいのではないか。



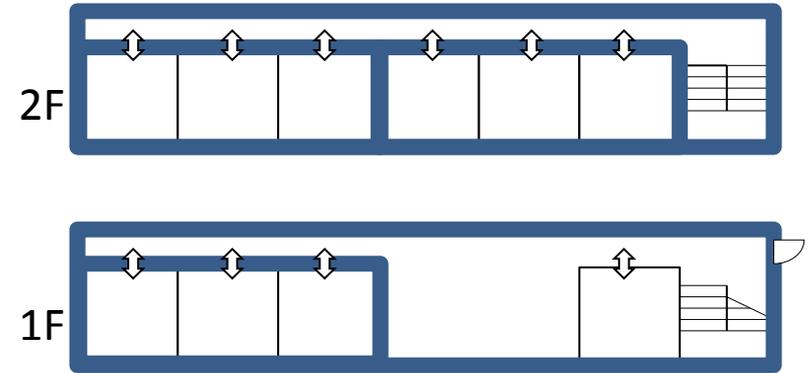
## 具体的な要件について

考 え 方	具体的な構造	
火災が発生しても火炎が拡大しにくく、煙も生じにくいように措置された部分	例外 1	準耐火構造の床・壁で囲まれ、天井・内装の不燃性が高い小規模の区画は、スプリンクラー設備を不要とする。
自力避難困難な者が居室から屋外に容易に避難できる部分	例外 2	<p>平屋建て又は避難が困難な者が就寝する室の存する階が避難階である1階に限られている防火対象物において、次のすべてに該当するものについては、スプリンクラー設備を不要とする。</p> <p>①避難が困難な者が就寝する室が、準耐火構造の壁で囲まれ容易に屋外に避難できる(※)小規模の区画となっていること。</p> <p>②避難が困難な者が利用する専用部分の間の壁に開口部がないこと。</p> <p>③避難が困難な者が就寝する室には、煙感知器が設置されていること。</p> <p>※ 「容易に屋外に避難できる」ものとしては、各居室から屋外までの避難経路が2方向かつ短距離のものを想定</p>

原則：全ての認知症高齢者グループホームにスプリンクラー設備が必要



例外1：準耐火構造の床・壁で囲まれ、不燃性の高い天井・内装となっている小規模の区画は、スプリンクラー設備を不要とする。



例外2：平屋建て又は避難が困難な者が就寝する室の存する階が避難階である1階に限られている防火対象物において、次のすべてに該当するものについては、スプリンクラー設備を不要とする。

- ①避難が困難な者が就寝する室が、準耐火構造の壁で囲まれ容易に屋外に避難できる小規模の区画となっていること。
- ②避難が困難な者が利用する専用部分の間の壁に開口部がないこと。
- ③避難が困難な者が就寝する室には、煙感知器が設置されていること。

